（内務局認可）

時事新報

第千四百三十五號
明治十九年十一月十七日 水曜日
壽丙戌十月廿二日（辛巳）
日出午後六時三十九分 月入午前十時十五分
日出午後四時五十一分 月入午前八時十三分
滿潮午後九時十七分
（西暦一千八百八十六年）

（毎日曜日休刊）（定價金二錢）

時事新報

ノルマントン號事件は輕重如何

去月二十四日紀州沖に於て沈没したる英國船ノルマントン號事件に就ては我々同胞生者は溺死者二十幾名の非業を憐れみノルマントン號船長以下乗組員の所爲を怪しみ中情悲憤に堪へざるものあり東京の五大新聞社は相聯合して死せる同胞二十幾名の遺族の爲めに義捐金を募り其他小新聞社中にも亦同樣の發起を爲すものあるを聞て之れを應ずる人々は朝野歴々の貴婦人紳士より商工農士會社學校の類に至るまで陸續として相當の義捐を爲し以て聊か死者の寃魂を慰めんとするもの多し又船長以下乗組員の所爲の不審に對しては世間の物議も一あらず昨今來此事件に關する投書は屢々本社編輯局の机上に堆積する程の次第にして此事件が世上の感覺を激動すること中々容易なふざるを知るに足るあり目下我國の人心が此事件に關して斯くまで鋭敏に爲りたるを見て世上の所謂持重老成家の部分にい個ばかりの事に神經病を起して騒ぎ立てるにも及ぶまじきと云ふものあり或はズット飛び揚がりて文明の仙客ども評す可き人々には既に頓悟と開き今日世界の人事活劇い恰も乗合船の中にあるものにして日本國の運命と殆んと紀州沖の溺死者に異ならざれば二十幾名の日本人が故なき如き運命に罹りしも固より怪まむに足らざるありとて泰然として動かざるものもあらんかなきをも尚も文明國間に獨立して其體面を維持する程の國人として其同胞兄弟二十幾名が右樣の運命に罹りたる場合に臨み恬として顧みざるが如きの人心の法則に於て許さゞる所あり試に日本船が英國の船客廿餘名を載せて地中海邊を航海中暗礁に觸れて難破したる其際は日本の船長以下乗組員は悉く無事、如何なる人事の變化ありて英國の船客は日本乗組員が端船に乗移ることを勧めたるをも聞かずワザ〳〵命と捨てたりとの報道一朝英國に達むたらんには其時は英國人い恬として顧みざるや或は泰然として動かざるや我輩の想像を以てすれば英國上下一時あッと騒ぎ立ち乳虎の其兒を奪はれさるが如く地團憤怒して日本の其向きは嚴談す可きや疑と容れず日本猶小なりと雖とも其東洋に獨立するの資格は於て英國の大西洋に獨立するに異なることなし而して其國人が同胞兄弟と愛護するの深きは決して英國人の下に在らずとすれば今回の事件に關し朝野貴婦人紳士の義に勇んで死者の遺族と慰さんとし將た又世の事士論客が夫れ〳〵の方便を以て悲憤慷慨の言を盡さんとするは誠に是れ文明國人の義俠心ありて我輩は此義俠心ありせば以て一國を維持する能はずと公言するものあり

前陳の次第もとより今度の事件に就ては我々同胞生者の義務として他くまで我要求を滿足せざる可らざること勿論なれども一歩と進めて論ずれば此事件の結着如何は西洋人の眼より見て日本人の品位と何の邊に置くや恰かも其程度と測るに足るものあれば我輩い死せる二十幾名の寃魂を今日に慰ひるのみあらず併せて後來の警戒とも爲すべきやう此事件に向て大に滿足を得ざる可らざるなり抑も西洋耶蘇教國人が其國人同胞にては神妙に道德論を守りながら耶蘇教國外の人類は牛豕同樣人間の道德を以て律するに足らずとして往々慘酷を極むるは中世以降西班牙人の亞米利加土人に於ける英國人の印度人に於けると首として今日に至るまで其例甚だ少あらず勿論國の文野智愚如何に由りて西洋人が之に接するれ工合は多少の斟酌はあるとあれども其支那人に對する模樣を見れば或る部分に於ては野蠻人を遇するに異あらざる所あるに非ず先年佛清戰爭中福州の役は佛軍は支那軍艦が沈没して支那人の水に溺れて流るゝを見て之を助けざるのみあらず或は其上より砲撃したるとあり又一時世の物議を招きさるゝとあれども是れは敵味方場合なれば一種特別の事として擱くも此戰爭の頃英國船某號は香港と發ちて上海の方へ北進する途中支那の風帆船と衝突しながら知らざるまゝして行き過ぎたれば風帆船は沈没して爲めに多人數の溺死あり支那の新聞紙などは其當座一時英國船の殘酷無情を訴へたれども遂に泣寝入りに歸したるは我輩の今に記憶する所あり即ち西洋の耶蘇教國人が支那人を遇するの法あれども我日本國人も彼等の眼中に於ては敢て區別する所あるや今回紀州沖の難船に耶蘇教國人は一名の怪我死を除くの外悉く無事、日本人の船客は印度生の火夫等と共あ恰も同運命に罹りたると見れば今日の處にて耶蘇教國人の眼中日本人と印度人とを區別せざるを明白あり我々日本人たる者が斯る悲慘無情なる待遇に甘んじ其無狀を摘發して以て後來の鑑戒と爲すの勇ある空しく支那人の泣き寝入りを學びさらんには耶蘇教國人は眼より見て日本人の品位は永く道德以外に落つるの危險なしとも云ふ可らず故に今回の事件の成行如何は現在日本國權の輕重に關するのみあらず後來日本人は品位を定め兼て又彼の耶蘇教國人が之に接するの厚薄とも定め兼て又彼の耶蘇教の道德論は果して一視同仁にして其功德能く其教國人以外にも及ぶものなるや否やを定むるの一事端なれば我々日本人は官民の別なく自國の大事として之に心配するのみならず亦以て耶蘇教旨の實際如何をも視る可べきものとして之に注目するみと肝要なる可し

官報

○勅令　朕醫銅貨天保通寶通用禁止延期ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十一月十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十號

明治十九年十一月十五日

御名御璽

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

明治十七年（十月）第二十六號布告醫銅貨天保通寶通用禁止期限ハ更ニ明治二十四年十二月三十一日迄延期ス

明治十九年十一月十五日

御名御璽

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巌
海軍大臣伯爵大山巌

○朕西暦千八百六十四年八月二十二日瑞西國ヂュネーヴ爲メ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十一月十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巌
海軍大臣伯爵大山巌

西暦千八百六十四年八月二十二日瑞西國ヂュネーヴ府ニ於テ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者ノ狀態改良ノ件ニ關シ千八百六十四年八月二十二日ヂュネーヴ於テ瑞西聯邦ノ大公殿下白耳義皇帝陛下丁抹皇帝陛下西班牙皇帝陛下佛蘭西皇帝陛下ッス大公殿下伊太利皇帝陛下和蘭皇帝陛下葡萄牙及アルガルブ皇帝陛下普魯士皇帝陛下ヴュルタンベール皇帝陛下ノ間ニ締結セル左ノ條約ヲ聽認ス

第一條　戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ、但戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タル資格ヲ失フモノトス○第二條　戰地假病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、醫員、事務員、負傷者運搬員幷ニ戰敗者ハ各其本務ニ從事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス○第三條　前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其隊スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ、前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ○第四條　陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス、但戰地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得○第五條　負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其自由ヲ得セシメサルヘカラス、交戰國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ懲戒シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス、家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課稅ノ一部ヲ免カレ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿舍ニ供用スルコトヲ免カルヘシ○第六條　負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ司令長官ハ戰鬪中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス、治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ、又其他ノ者ト雖モ戰爭中再ヒ兵器ヲ帶ヒサル旨盟約シタル者ハ其本國ニ送還スヘシ、患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ受クヘシ○第七條　陸軍病院戰地病院幷ニ患者負傷者退去ノ標章トシテ特定一樣ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ、局外中立タル人員ノ爲メ臂章ヲ裝附スルコトヲ許ス但其交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司トルヘシ、旗及ヒ臂章ハ自地ニ赤十字形書ケルモノタルヘシ○第八條　此條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ○第九條　此締盟各國ハ幷ニ其政府ニ此條約ヲ示シ其加盟ヲ請フコトヲ約諾セリ因テ之カ爲メ議事錄中餘白ヲ存ス○第十條　此條約ハ批准ヲ受クヘキモノトス而シテ其批准書ハベルヌニ於テ四月以内若クハ可成ハ其以前ニ交換スヘシ、是ニ於テ下名瑞西聯邦駐箚日本皇帝陛下ノ特命全權公使ハ本件ニ關シ特別ノ權限ヲ帶ヒ此書ヲ以テ日本帝國ノ本條約ニ加盟スルコトヲ告知ス

右確證ノ爲メ下名ハ千八百八十六年六月五日ベルヌ府ニ於テ此告知書ニ記名調印スルモノナリ

瑞西聯邦駐箚日本特命全權公使保爾蜂須賀茂韶

○東京府令第四十三號

明治十九年度地方稅臨時支出歇入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム

明治十九年十一月十六日　東京府知事高崎五六

明治十九年度地方稅臨時支出豫算　●印ハ歇

一金二万七千二百十八圓		警察費
●内		
●金六千八百八十七圓二十錢	●地方稅	
●内金六千百七十二圓十九錢	●區部支拂	
金七百十五圓一錢	●郡部支拂	
●金一万三百三十圓八十錢	●國庫下渡金	
内		教費
金一万七千二百十八圓		雜費
金一万五百十圓八十四錢九厘		衛生及病院費
●内		
●金十万五千四百十圓		土木費
●金六千百五圓		勸業費
内		
金一万千五百十圓		雜費
明治十九年度地方稅臨時支出歇入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム		
一金三千八百六十一圓		警察費
一金九千三百五十二圓		教費
一金四万七千四百十圓		土木費
一金三千六百七圓		勸業費
合金六万四千三百三圓		雜費
●外		
●一金五万六千五百十圓		土木費
●總計金十二万八百十圓		勸業費
明治十九年度地方稅臨時支出歇入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム		
一金三千五百十一圓		警察費
十九年度		
一金三百二十一圓		教費
合金三千八百三十二圓		土木費
●一金二百五十圓		勸業費
●一金三千八百十二圓		雜費
●附金四千九百十六圓		衛生及病院費
●總計金七千八百		

●條約改正會議ノ成行如何ハ現在日本國權ノ輕重ニ關スルノミあらず後來日本人ハ品位を定メ兼て又彼の耶蘇教國人ノ眼中ニ接スルノ厚薄とも定め兼て又彼の耶蘇教の道德論は果して一視同仁にして其功德能く其教國人以外にも及ぶものなるや否やを定むるの一事端なれば我々日本人は官民の別なく自國の大事として之に心配するのみならず亦以て耶蘇教旨の實際如何をも視る可べきものとして之に注目するみと肝要なる可し

第一條　經費ノ定スヘシ

第二條　經費ノ定スヘシ

第三條　郡區費ノ定スヘシ

但荒川多摩本堤修繕費川堀川及ヒ渋谷川區部大川部部

但防水組

東京灣澤海灣

府會議費

衛生費

傳染病院防疫費

師範學校費

中學校費

觀桜院費

補役場及廨費

地方稅取扱費

府廳會社學校修繕費

監獄費

監獄建築修繕費

○東京府會議可き事件の區

○西郷海軍大

トラシー氏知

員と共に蘇格

る後クラスゴ

諸工場に至り

にく製造中な

一號の工事を

會に招かれて

の一行は夫よ

甲鐵、大砲及

一日のロンド

○勳績賞與

七同第二分量

治元年以來本

五日消防本量

もとよりと

○綱領人に聞

み省中にて專

へんみとを依

ンヴュスマ

る十月中日本

○公證人　東

多きに上りた

其筋の見込に